

6-9. 介護タクシーの活用を検討

1) 介護タクシーの概要

地域の移動・外出を支える交通手段（介護タクシー・UDタクシー）

介護タクシーとは、要介護者や体の不自由な人が利用するためのタクシーのことで、主に車いすやストレッチャーのまま乗車できる車両を使用して、移動だけでなく運転手が利用者の介助を行う点が大きな特徴である。その場合、運転手はヘルパー2級などの介護福祉関連の資格が必要。

①介護タクシーの必須資格

- ・普通自動車二種免許
- ・介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）

介護保険サービスに「介護タクシー」という名称のサービスはなく、現状としては、介護士資格を持った運転手で、実際に介助行為ができるタクシーを「介護タクシー」と呼んでいる。保険適用となる対象者は、自宅、有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）などで生活していて、1人でバスや電車などの公共交通機関に乗ることができない要介護1～5の人が対象。

②介護タクシーと福祉タクシーの違い

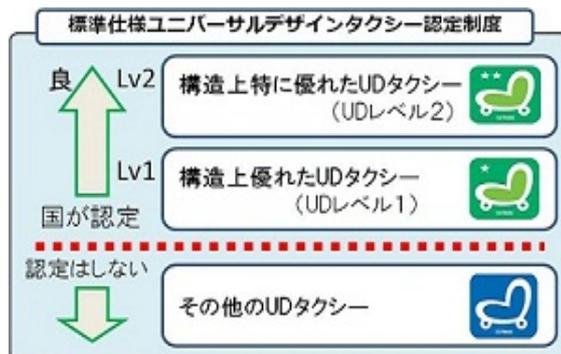
種別	サービス内容	料金	必要資格（免許）
介護タクシー	利用者への介助が可能 介護タクシードライバーは、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）以上の資格を持っているため、送迎や乗降する際の介助や病院内での付き添い、さらには、車いすや寝台のまま乗車するなど難しい介護を対応できる。	介護保険の適用あり	・普通自動車二種免許 ・介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）以上
福祉タクシー	利用者への介助をしない 身体障害者の方の補助をすることが目的であり、ドライバーは利用者への介助を行わず、乗降介助は利用者ご家族が行う。また、目的地（病院）に着いた際にも、ご家族、もしくは病院側が介助を行う。	介護保険の適用なし	・普通自動車二種免許

2) UDタクシーの概要

ユニバーサルデザインタクシーとは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい“みんなにやさしい新しいタクシー車両”であり、街中で呼び止めてもよし、予約してもよしの誰もが普通に使える一般のタクシーです。※運賃料金は一般のタクシーと同じ。

①UDタクシーだからできること

- ・大きな荷物を持った方も
- ・たくさんの荷物を持った方も
- ・セダンに乗りにくい服装の方も
- ・入退院の際の移動に困った方も
- ・車いすの方も
- ・小さな子ども連れの方も
- ・妊娠中の方も



②UDタクシーの普及

福祉タクシー車両の整備目標については「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに約18,000台としていたが、同年度末の実績は12,256台にとどまっている。平成23年3月に基本方針が改正され、平成32年度までに福祉タクシー（UDタクシー含む）約28,000台とする整備目標が設定された。（平成23年3月31日告示）また、平成23年度より「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」が導入され、同認定レベル1に適合したUDタクシー車両が一般に販売されるなど、更なるUDタクシーの普及が望まれている。

出典：UDタクシー認定制度について（国土交通省）

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabid2/ud-taxi/ud-teach.html

③補助制度について

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性、実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動にあたっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の関係者の取組みを支援している。

・地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）

公共交通機関における高齢者・障がい者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通ネットワーク計画（生活交通改善事業計画）に基づいて実施される事業をいう。